

## 中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

### 1 改正の内容

中野区立小中学校の夏季休業日を「7月21日から8月27日までの日」から「7月21日から8月31日までの日」とする。

### 2 改正の理由

#### (1) 児童・生徒の学力の確実な定着

児童・生徒の学力の確実な定着を図るために、各学校において、夏季休業日を利用した、個別指導の充実を図る必要がある。

#### (2) 夏季休業中の部活動指導の充実

中学校における部活動指導は、教育活動の一環として重視されるべきものである。夏季休業日を8月31日までとしている区市が多い中、本区の学校は対外試合や大会の日程が組みにくい現状がある。

#### (3) 夏季休業中の、教員の研修の充実

若手教員の増加から研修機会の一層の確保が望まれている。現在の夏季休業期間を8月31日までにするこことで、教員研修の機会を十分に確保する必要がある。

### 3 施行時期

平成27年4月1日から施行する。

### 4 添付資料

裏面 中野区立学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

中野区立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(学期及び休業日)</p> <p>第3条 小学校における学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定に基づく学期及び休業日(以下「学期及び休業日」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休業日</p> <p>ア 夏季休業日 7月21日から<u>8月31日</u>までの日</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条の2 中学校における学期及び休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休業日</p> <p>ア 夏季休業日 7月21日から<u>8月31日</u>までの日</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条の3～第25条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>第1号様式～第3号様式 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(学期及び休業日)</p> <p>第3条 小学校における学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定に基づく学期及び休業日(以下「学期及び休業日」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休業日</p> <p>ア 夏季休業日 7月21日から<u>8月27日</u>までの日</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条の2 中学校における学期及び休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休業日</p> <p>ア 夏季休業日 7月21日から<u>8月27日</u>までの日</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条の3～第25条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>第1号様式～第3号様式 (略)</p>